

## 2022年 主なクラブに関係する規定審議会の可決された結果

### (クラブ運営)

#### 22-07 クラブ理事会が議事録の提出期限の改正

理事会のすべての会合後 30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにする（標準ロータリ一定款第7条）

### (会員)

#### 22-10 会員基盤

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するよ  
うなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする（R細則4）

#### 22-13 会員・クラブの所在地

会員が事業場または住居を所属クラブの所在地域内もしくはその周辺地域に有する要  
件を撤廃する（R定款5、標準ロータリ一定款第13条）

#### 22-14 会員推薦

会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる（R細則4）

#### 22-15 衛星クラブ

複数の異なるロータリークラブが存在できる地域において従来と異なる衛星クラブを  
設けることにより、新たな成長の機会が生まれる（R細則1、4、標準ロータリ一定款第1、  
8条）

### (ローターアクト)

#### 22-20 RI委員会

ローターアクターがあらゆる RI委員会にも応募し、委員を務めることができるように  
する（R細則17）

### (人頭分担金)

#### 22-46 RIの人頭分担金

##### 2022年4月規定審議会(修正動議)

年度	2023-24年度	24-25年度	25-26年度
人頭分担金	75ドル	78.5ドル	82ドル
前年度からの値上	+4ドル	+3.5ドル	+3.5ドル

(参考)

## 2019年4月規定審議会

年度	2020-21年度	21-22年度	22-23年度
人頭分担金	69ドル	70ドル	71ドル
前年度からの値上	+1ドル	+1ドル	+1ドル

### (地区運営)

#### 22-71 試験的プロジェクトについて規定

RIBI とオーストラリア・ニュージーランドを含むゾーン 8 内に試験的なガバナンスプロジェクトを実施する (R 細則 14.020.) . . . . SRF (未来形成) の第 1 段階と思う

#### 22-72 地区の境界の変更基準

理事会は、クラブ数が 20 未満またはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に編入または統合、あるいはクラブ数が 100 またはロータリアンの数が 5,400 名を上回る地区を分割することができる (R 細則 15.010.1.)

### (奉仕部門)

#### 22-78 社会奉仕

奉仕の第三部門に、地域社会における積極的平和を目指すことを追加 (標準ロータリー定款第 6 条)

### (クラブ例会と出席)

#### 22-84 クラブ例会出席

ローターアクターもロータリークラブやロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる (R 細則 4.090.)

#### 22-85 出席報告

事務総長への各クラブ出席報告の提出義務を削除する (R 細則 4.080.)

#### 22-92 出席免除規定

出席免除規定における理事会の承認を削除し、ロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴がある人は、希望があればすべて認めることとする (標準ロータリー定款第 10 条)